

議案第 7 6 号

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部改正について

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法等の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部を改正する条例

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例（令和２年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第１７３条第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略